

研究論文

利益による償還株式の消却についての一考察

西 村 丈 治

A Study on Retirement of Redeemable Stock through Profits Available for Dividend

Joji NISHIMURA

【要 約】 商法第222条1項に規定するところの、利益による償還株式の消却によって、資本金は名実ともに減少しないとするのが現行の通説である。

しかしながら、このような見解は、償還株式の消却によって、償還されない株式を保有する株主（残留株主）の株主持分は、一方において利益持分が減少し、他方において資本持分が増加する点からみて疑問を抱かざるを得ない。

結局、利益による償還株式の消却は、一方における資本金の払戻しと、他方における残留株主による利益の資本組入れの形での追加出資を伴う措置であり、後者に対して新株を発行しないために形式的に株式の消却、つまり特定の発行済株式を消滅せしめる措置にすぎないのでなかろうかとする疑問を提起した。

I はじめに

現行商法は、第212条第1項の但し書きにおいて利益によるすべての株式についての消却を認めるとともに、第222条第1項において利益による償還株式の発行を認めている。

会計学上、利益による株式の消却について検討すべき最大の課題は、利益による株式の消却が資本金に及ぼす影響・効果に関するものといえる。

この点について商法学は、利益による株式の消却によって資本金は名実ともに減少しないとする立場を探っている。しかしながら、利益によるすべての株式の消却または償還株式の消却によって、償還されない株式を保有する株主（残留株主）の株主持分は、一方において利益持分（留保利益）が減少し、他方において資本持分（株主による払込資本）が増加している点からみて、その妥当性には疑問を抱かざるを得ないといえよう。

Received April 5, 1994

本稿は、利益による償還株式の消却によって生じたところの、残留株主の資本持分の増加は、従来、償還財源と考えられていた利益の配当と、配当された利益を財源とする追加出資によって生じたものではなかろうかとする見解に立脚して考察を進めたものである。

II 利益による株式の消却の資本金に及ぼす効果についての各種の見解

商法第212条1項は、上述のようにその但し書きにおいて、通常の株式消却の手続たる資本減少の手続に従わずに、株式の消却を行いうる場合として、配当可能利益による発行株式一般についての株式の消却を認めている。また、商法第222条1項は数種の株式の1つとして配当可能利益をもってする償還株式の発行を認めている。

会計学上、利益による株式の消却が資本金に及ぼす効果は、1つの検討課題であるのでこの点に関する各種の見解を簡単に紹介することによって、今後の議論の展開に必要な手掛かりを提供することとする。

- ① 単に資本金の減少をもたらすのみで、配当可能利益の取扱いに触れない立場
- ② 単に配当可能利益の減少をもたらすのみで、資本金には名実ともに影響を及ぼさないとする立場
- ③ 資本金および配当可能利益の双方ともに減少し、株主に対して享益證券を交付するとする立場
- ④ 資本金および配当可能利益の双方ともに減少するが、後者の処分によって資本償還準備金 (Capital redemption reserve fund) と称されるところの、資本準備金ないし資本的勘定を設定するとする立場
- ⑤ 毎期の利益の処分に際して、任意準備金としての資本償還準備金（株式消却準備金）を積立て、株式が消却される場合に、これを取崩して資本金に組入れるとする立場
- ⑥ 資本金および配当可能利益の双方ともに減少するが、利益の処分に際して資本金への組入れが行われるので、結果的に資本金は減少しないとする立場

①の見解は、株式の減少と資本金の減少との間に密接な関連が存在するとの認識に立ち、株式の消却の本質を資本金の減少を含む会社の行為とみなす立場といえる⁽¹⁾⁽²⁾。

利益による株式の消却によって資本金は減少する側面のみを強調するという意味で、いわば資本金単純減少説といえよう。

この見解は、一般的に株式の増減と資本金の増減との間に関連が存在することならびに商法第212条1項の規定は、原則的に株式の消却によって資本金は減少するとの立場に立つものと解し得る⁽³⁾点からみて、それなりの意義は認められるものといえよう。

しかしながら、株式の消却に際して配当可能利益を消却限度額として使用するに拘らず、その処理について何ら言及していないために、一定額の配当可能利益を用いて（換言すれば営業上の利益を増加することなく）繰り返し株式の消却と資本金の減少を可能とするところの奇術的論理に導く点で、理論構成上、不備な内容をもつことは否定し難いといえる。

利益による償還株式の消却についての一考察

②の見解は、株式の消却と資本金の減少とは別個の観念であるのみならず、無額面株式の導入によって資本と株式との関連（資本金を均等な株式に分かつ）は切断されたことならびに資本減少の手続が採られていないことを積極的な論拠としている⁽⁴⁾。さらに消極的な論拠としては、既存の資本金減少説がいろいろな点で問題を内包し、したがって容認し難い以上、資本金は減少しないとする論理を含むものといえよう。

利益による株式の消却によって資本金は不变（減少しない）である点のみを（換言すれば配当可能利益が減少する点のみを）強調するという意味で、いわば資本金単純不变説といえよう。

資本金単純不变説は、現在の通説であるが、株式会社の基本的特質に関連する事項を含めていろいろな問題点を内包していると思われる所以、節をあらためて詳しく検討することとする。

③の見解は、19世紀後半から20世紀初頭にかけてドイツ、オーストリア、ロシア等において多く行われたところの、利益をもつてする強制消却の具体的態様である。

この場合の消却価格は額面金額であり、抽籤による消却によって株式を失った株主に対して、額面金額のほかに享益證券を与えた。

享益證券は4%或いは5%を超える第2配当金に対する請求権を有し、さらに若干の制限条件付きではあるが、残余財産請求権や議決権も保有した⁽⁵⁾。

結局、享益證券を付与する方法は、消却によって株式を失う株主に対して、若干、制限条件のついた株式を与えたといい得るものであり、実体的にみて株式の消却とはいえないのではないかろうか。

④の見解は、株式の消却によって資本金は減少するが、同時に配当可能利益を処分して法定準備金としての資本償還準備金を設定することによって、債権者の保護を図ろうとする立場である。

資本償還準備金の取扱いについて、ドイツ株式法は欠損の墳補にのみ充当し得るものとしているが、この場合には欠損の墳補によって資本償還準備金は減少するので、結果的に配当可能利益を増加させることとなり、債権者の利益を害することとなる。またイギリス会社法は、資本償還準備金の取崩しは、資本減少の手続によってのみ行い得るとしているので、実質的に資本金は減少しないこととなるとして、その問題点を批判されている⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

このように資本償還準備金説は、その問題点を指摘されているが、利益による株式の消却の本質を解明するに際して、貴重な示唆を提示する側面をもつ点は、高く評価すべきであろう。

具体的にいえば、株式の消却は資本減少の手続を経るか、利益によって行うかの区別を問わず一次的、実体的には資本金の減少を含む会社の行為であるとの認識にたったうえで、株式の消却に際して配当可能利益が用いられたことをどのように取扱うかについて具体的な方法を提示した点であるが、その詳細については節をあらためて論及することとする。

⑤の見解は、株式の消却に必要な配当可能利益を確保するために、毎期の利益処分に際して、任意準備金としての資本償還準備金（株式消却準備金）を設定し、現実に株式の消却が行われ

る場合に、これを取崩して資本金に組入れようとするものである。株式の消却に伴う資本金の減少を回避（相殺）する点ならびに利益による株式の消却の実体を示唆する点で意義を有するが、利益の資本組入れのもつ問題点を内包するところは、次に述べる⑥の見解と同様であるといえる。

⑥の見解は、株式の消却によって生ずる資本金の減少を、残留株主による利益の資本組入れという形での追加出資によって回避（相殺）する措置であるとみなす立場であり、実質的には社債の借り換えに類似した性質を有する措置とみなすものである。

このような考え方は、イギリス会社法において償還株式の償還のために発行される新株の発行対価をもって償還する場合を、株主に配当し得る利益をもってする場合と同様に取扱っている事例や、以前、わが債券発行法が利益による消却と並んで資本の増加によって得た資金による消却を認めていた事例⁽⁶⁾のなかに見出し得るものといえよう。

本稿は、利益による償還株式の消却の基本的特質は、償還株式の消却によって生ずる資本金の減少を、残留株主による利益の資本組入れという形での追加出資によって回避（相殺）することによって、結果的、表面的に資本金に変化をもたらさない措置であるとする立場に立って議論を開いているので、その詳細については節をあらためて論及することとする。

III 資本金単純不变説（非減資説）の問題点

商法第222条1項に規定するところの、利益による償還株式の消却（償還）によって資本金は名実ともに減少しないとする現在の通説は、前述のように株式の消却と資本金の減少とは別個の観念であるのみならず、昭和25年の商法改正によって無額面株式が導入された結果、資本金を均等な株式に分かつという意味での資本と株式との関連が切断されたことならびに資本金の減少手続が採られていないことを積極的な論拠としている。

しかしながら、利益による償還株式の消却が資本金に及ぼす影響・効果について若干、掘り下げた検討を加えた場合、上記のように相対的に形式的な性質をもつ論理に依拠すると思われるところの、資本金単純不变説は株式会社の基本的特質との関連において、問題を内包していることが見出される。

資本金単純不变説は、上記のように相対的に形式的な性質を有する側面を強調するにとどまり、利益による償還株式の消却によって、残留株主の株主持分が、利益持分の減少と、資本持分の増加という形で変化している点について何ら論及していない。もちろん、このような利益持分の減少と資本持分の増加が、株主持分の内部における単なる資本構成の修正にすぎないとする見解に立脚するために、敢えて論及する必要を認めないとするものであれば、それなりに納得されよう。

しかしながら、その場合には、残留株主によって（意図せずに）行われたところの、配当可能利益の資本金への組入れが、果たして株主持分の内部における単なる資本構成の修正にすぎないのか或いは法律上、劇的な変化を伴う措置であるのかについて的確な説明を求められることとなろう。

利益による償還株式の消却についての一考察

筆者は、株主の資本持分（株主による払込資本）は、株式会社の基本的特質としての株主有限責任の原則に関連するものであるのに対して、株主の利益持分（留保利益）は、株主の固有権としての利益配当請求権に関連するものと考えている。したがって株主の利益持分の減少と、資本持分の増加をもたらす措置（制度）は、株主持分の内部における単なる資本構成の修正ではなく、法律上、著しい変化をもたらす措置であると考えるものである。具体的には、利益の資本組入れを伴う措置は、株主に対する利益の配当と、配当された利益を財源とする株主による追加出資を内容とする措置とみなすものである。したがって全株主による具体的な同意を得ないで、利益の資本組入れを伴う措置は、株式会社の基本的特質としての株主有限責任の原則との関連において問題を生ずるのではなかろうかと考えるものである。

現在のところ、利益によるすべての株式の消却ならびに償還株式の消却が、資本金に及ぼす影響・効果に関する検討においては、配当可能利益が用いられた側面を重視するあまり、あたかも通常の利益配当と同様に、配当可能利益を財源（資本の調達源泉）とする会社財産（現金）によって消却の対価の支払いが行われたとみなす見解が圧倒的に多いといえる。

しかしながら、利益による償還株式の消却を、残留株主の株主持分の変化といった側面から考察した場合、償還株主に支払われた部分を除く配当可能利益は、一般に考えられているように償還株式の償還財源として機能しているのではなく、残留株主の資本持分の増加という形で貢献している事実を認識し得るといえよう。

このことは、資本金或いは株主の資本持分が、株主有限責任の原則に基づいて株主が出資した金額を根幹として構成されているとする立場からみれば、利益による償還株式の消却は、残留株主によるところの、利益の資本組入れという形での追加出資を伴う措置であることを意味するものである。

この点で、昭和25年改正前の旧法のもとでの利益による株式の消却の制度は、利益による株式の消却の基本的特質を考察するに際して、貴重な手掛かりを提供するものであったにも拘らず、単なる法技術的な難点であるとして軽視されたことは残念であるといわざるを得ない。

なぜならば、資本金を均等な株式に分かつ、資本金と株金総額との一致を前提とする制度のもとで、利益による株式の消却は、この制度の唯一の例外として取扱われていた。具体的には、旧商法第174条にいわゆる資本金の半額という場合や法定準備金の積立限度の場合（旧法288条）には減少しない資本金を、定足数（旧法345条）や少数株主の要件（旧法268条1項、237条等）の場合には、株主の割合的地位を表わす発行済株式の券面総額を意味するという形で資本金の読み替えが行われることによって、資本金と株金総額との間に不一致が生じていたのである⁽⁹⁾。

本来、資本金を均等な株式に分かつ制度のもとで、資本金と株金総額との間に前者が後者よりも大きいという形で不一致を認めることは、自らの構成単位としての株式を欠くところの資本金の存在を認めるものであり、いわば10ℓの容器に12ℓの水が入っていることを容認する論理であるといえるのではなかろうか。

自然科学において、変則事例が新鮮な発見につながる場合が多いために、これを重視することが強調されている点からみて、資本金を均等な株式に分かつ制度のもとで、利益による株式

の消却によって両者の間に不一致が生じたという変則事例は、単なる例外的事象として片付けないで、利益による株式の消却のもつ基本的特質を示唆する事象ではなかろうかとして、慎重に検討すべきであったといえよう。

(後述のように、利益による株式の消却によって、一方において資本金は減少し、他方において残留株主による利益の資本組入れの形での追加出資が行われたと解するならば、追加出資に対して新株を発行することによって資本金と株金総額との一致は保持されることとなる。)

何れにしても、資本金単純不变説は、相対的に形式的な性質を有する論理に立脚するのみならず、償還株式の消却に際して配当可能利益が用いられた点を重視しすぎたために、配当可能利益を財源とする会社財産の減少が生じたにすぎないとする思い込みを内包しているといえるのではなかろうか。

IV 資本償還準備金説の示唆するものについて

上述のように資本金単純減少説は、利益による株式の消却によって資本金は減少する側面のみを強調するあまり、株式の消却に際して用いられた利益の取扱いについて何ら言及しなかつたために、一定額の配当可能利益を用いて繰り返し株式の消却と資本金の減少が可能であるとするところの、奇術的論理に導いた。

このような資本金単純減少説の欠陥を是正するために登場したのが、イギリス会社法やドイツ株式法にみられるところの、配当可能利益の処分による法定準備金としての資本償還準備金を設定する理論である。

資本償還準備金説は、上述のように欠損の填補によって結果的に配当可能利益の増大をもたらす点ならびに資本減少の手続を経てはじめてこれを減少し得るとすれば実質的に資本金と同様の性質を有するものとして批判されている。

このように資本償還準備金説は、若干の問題を抱えながらも、利益による償還株式の消却が資本金に及ぼす影響・効果について、或いは一層、基本的には利益による償還株式の消却の本質を解明するに際して、貴重な手掛けかりを提供する点で高く評価すべき内容を有する見解であるといえよう。

資本償還準備金説が示唆する最大の功績は、株式の消却の本質を、資本金の減少を含む会社の行為であると認識したことならびに株式の消却に際して配当可能利益が用いられたことを、債権者の利益を保護するという観点からどのように取扱うかについて、1つの具体的な方法を提示したことに見出されるといえよう。

つまり、資本減少の手続を経るか、利益によって行われるかの区別を設けることなく、株式の消却自体という基本的な行為によって資本金はどのような影響なり効果を受けるかといった観点から、問題の解明に取組み、その結果、株式の消却は、一次的、実体的には資本金の減少の1つの方法または資本金の減少を含む会社の行為として認識した点は、利益による償還株式の消却を検討するに際して、貴重な手掛けかりを提供するものといえよう。

ついで、株式の消却に際して配当可能利益が用いられた点を、債権者の利益を保護するという観点から配慮し、これを法定準備金としての資本償還準備金として積立てることを義務づけ

利益による償還株式の消却についての一考察

た点は、一次的、実体的に生起している資本金の減少に伴う債権者へのマイナス効果を回避（相殺）する方法を具体的に提示したものであり、利益による償還株式の消却が資本金に及ぼす効果を、二次的、補完的な措置によって中和化するといった考え方を示すという意味で、貴重な手掛かりを提供するものといえよう。

資本金単純減少説や資本金単純不变説は、資本金は減少する側面のみを強調したり、配当可能利益が減少する側面のみを重視したために、換言すれば相対的に单眼的発想に基づいて理論を開展しようとしたために、いろいろな問題を内包するにいたったといえる。

この点で、資本償還準備金説は、株式の消却という基本的要素と、株式の消却に際して配当可能利益が用いられたことに伴う、いわば二次的、副次的な作用・効果を切離して考察するという複眼的アプローチを提示することによって、資本金単純減少説や資本金単純不变説のもつ問題点を是正するための手掛かりを提供するにとどまらず、利益による償還株式の消却という制度自体の妥当性、適法性を検討するための手掛かりを提起したものといえるのではなかろうか。

V 利益による償還株式の消却の本質とその問題点

現在の通説である資本金単純不变説がなんら論及しないところの、利益による償還株式の消却によって、残留株主の株主持分が、利益持分の減少と、資本持分の増加という形で変化している点を、次のような簡単な仮設例に基づいて説明してみよう。

額面5万円の普通株を8,000株、額面5万円の償還株式を2,000株（償還価額は1株につき8万円とする）発行し、その資本金は5億円（便宜上、法定準備金は除算する）の会社が、配当可能利益の一部である1億6,000万円を用いて償還株式2,000株のすべてを消却（償還）したものとする。なお、株式消却時の株主の利益持分（留保利益）は3億円であった。

この場合、償還株式の償還前における普通株主の資本持分は4億円、償還株主のそれは1億円であり、留保利益3億円に対する普通株主の利益持分は2億4,000万円、償還株主のそれは6,000万円とみなすことによって、（株式の種類が異なるに拘らず、持分の算定について均質視しているといった批判を生ずるとしても）利益による償還株式の消却の基本的特質を誤解せしめる程の重大な問題は生起しないといえよう。

（換言すれば、償還株式の消却前における普通株主の資本持分は5億円、償還株主のそれはゼロであり、留保利益3億円に対する普通株主の利益持分は1億4,000万円、償還株主のそれは1億6,000万円であるとみなすことは、株式の性質や株主平等の原則からみて到底、容認できないといえよう。）

利益による償還株式の消却によって、償還株主は自ら有する償還株式の絶対的な消滅に対する対価として1億6,000万円の現金を受領した点からみて、自らの有していた資本持分1億円と利益持分6,000万円とを失ったとみなすことについて積極的に否定する理由は見出しづらいといえよう。

同時に普通株主は、利益による償還株式の消却のために配当可能利益1億6,000万円が用いられた点からみて、自らの利益持分は消却前の2億4,000万円から消却後に1億4,000万円へと

1億円減少したとみなすことについて積極的に否定することは困難であろう。

また、利益による償還株式の消却によって資本金5億円は変化しないとする立場をとる限り、普通株主の資本持分は、消却前の4億円から消却後に5億円へと1億円増加したとみなすことについて積極的に否定する理由は見出しづらいといえよう。

(もっとも普通株主の資本持分4億円と資本金5億円との差額としての1億円は、株主の資本持分に属さない部分或いは株主にとって自らの個人財産として認識・測定されないところの会社の財産と考え得るならば別の論理の展開が可能となるであろう。しかしながら株主によって構成され、株式の引受と払込という形で出資された資本金を自らの基幹的な資本調達源泉とするところの株式会社において、株主の出資によらない資本金或いは会社の財産としてのみ認識・測定される資本金の存在を認めることは出来ないといえるのではなかろうか。)

利益による償還株式の消却によって普通株主の利益持分は1億円減少し、資本持分は1億円増加したと認識することに誤りがないとすれば、普通株主の利益持分の減少額と資本持分の増加額とが一致することならびに利益の資本組入れという考え方（制度）が存在する点からみて、普通株主による利益の資本金への組入れが行われたと解することがもっとも自然な道筋といえよう。

結局、利益による償還株式の消却は、通常の利益配当と同様に、単に配当可能利益をもって償還株主に現金を支払う措置ではなく、一方における資本金の減少を伴う現金の支払いと、他方における残留株主による「利益の資本組入れ」という形での追加出資を伴う措置であるといえるのではなかろうか。

同時に、残留株主による追加出資に対して新株が発行されないために、形式的に発行済株式数は減少するにすぎない措置であり、実体的には発行済株式数を減少せしめるという意味での、株式の消却としての性質に疑問を抱かせる措置であるといえるのではなかろうか。

このように解することが受け入れられるならば、①資本金減少の手続が採られていない等の相対的に形式的な性質をもつ論理に立脚するところの現行の資本金単純不变説は、なおかつ、その論理を貫徹し得るであろうか ②定款による一般的な規定によって（株主総会における具体的な全株主の同意を得ないで）残留するすべての株主から利益の資本組入れという形で行われる追加出資は容認されるか ③利益の資本組入れを残留株主による利益を財源とする追加出資とみれば、そのような追加出資に対して新株を発行しないことは容認されるか ④利益による償還株式の消却は、上記の事例の場合には、結局、普通株主による配当された利益を財源とする追加出資と、償還株主に対する資本金の払戻しという、一種の社債の借り換えに類似した措置といえるのではなかろうか ⑤基本的に利益による償還株式の消却は、その実体を誤解せしめる制度であるので廃止を含めて抜本的な修正を検討すべきではなかろうか¹⁰ ⑥アメリカの大部分の州法および判例のように、その償還の対価の支払いにより支払不能となったり、又その株式と同等またはそれ以上の清算優先権を有する株主の権利を害したりしないことを条件として、資本による償還を認める¹¹方が合理的ではなかろうか等、多くの問題が提起されることとなろう。

何れにしても、利益による償還株式の発行（とその償還）を認めるところの商法第222条1

利益による償還株式の消却についての一考察

項の規定は、単に利益による償還株式の消却によって資本金は減少するか否かといった議論を超えて、より根本的な側面から再検討を要求される性質を内包しているといえるのではなかろうか。

VI 結びにかえて

以上、商法第222条1項に規定するところの、数種の株式の1つとしての利益による償還株式の消却（償還）に伴って、資本金はどのような影響・効果を受けるかを中心にして検討を加えた。

そこでは現在の通説であるところの、利益による償還株式の消却によって資本金は名実ともに減少しないとする立場（非減資説）は、利益による償還株式の消却によって、意図されていないとしても結果的に、償還されない株式を保有する株主（残留株主）の株主持分が、利益持分の減少と資本持分の増加という形で変化している点を無視していることを指摘した。

同時に、資本金は株主有限責任の原則に基づいて株主が出資した金額を根幹として構成されているとする立場からみれば、このような株主持分の内部における利益持分の減少と資本持分の増加の形をとるところの、資本構成の変化は、利益の配当と配当された利益を財源とする追加出資ではなかろうかとする疑問を提起した。

結局、利益による償還株式の消却は、一方における資本金の減少と、他方における残留株主による「利益の資本組入れ」の形での追加出資を基本的な内容とするものであり、追加出資に対して新株を発行しないために、形式的に株式の消却、つまり特定の発行済株式の消滅の現象が生起するにすぎない措置といえるのではなかろうか。

さらに、その内容として残留株主による利益の資本組入れといった行為を含むものとすれば、利益による償還株式の消却は「利益の資本組入れ」自体の内包する問題点を抱える制度といえるのではなかろうか。

何れにしても、利益による償還株式の消却が、通常の利益配当と同様に、単に配当可能利益を現金の形で償還株主に支払う措置とはみなし難い以上、制度の廃止ならびに債権者の利益が保障される場合には、厳格な手続を要求する資本減少の方法によらないところの、資本金による払戻しを含めて検討すべきではなかろうか。

本稿は、基本的には最近の拙稿¹²⁾である「利益の資本組入れについての一考察」において開陳した考え方の応用篇としての性質をもっている。

したがって現在の通説とは異なるために、その基本的前提において思ぬ誤りを犯しているかも知れない。

諸者諸賢の率直にして、建設的な御指導、御批判を心よりお願いして筆を措く次第である。

注(1) 和仁貞吉「株主に配当すべき利益を以てなしたる株式の消却と資本との関係」法学志林、10巻9号、62~65頁。

竹田省「株式の消却に就て」法学新報27巻6号、72頁以下を参照されたい。

西 村 丈 治

- 菅原菊志 新注会(3)212条 注釈17を参照されたい。
- 注(2) スタウブ (Staub) の見解については、岡野敬次郎「株式の消却」法学新報13巻6号を参照されたい。
- 注(3) 松本烝治「株式の消却と資本との関係に就て」私法論文集、1036頁。
- 注(4) 岡野、上掲論文、4~5頁。竹田、上掲論文、74~75頁。
田中誠二「再全訂会社法詳論 下巻」勁草書房、昭和57年、1050頁。
高田源清「資本の減少」(株式会社法講座4巻) 1438頁。
鈴木・竹内「会社法〔新版〕」有斐閣、昭和62年、108頁。419頁。
大隅・今井「会社法論 上巻(第三版)」有斐閣、平成3年、507~508頁。
矢沢 悼「株式の消却—特に償還株式について」松本古稀、389頁。
河本一郎「現代会社法<新訂第五版>」商事法務研究会、平成3年、196頁。
龍田 節「会社法(第二版)」有斐閣、1991年、177~178頁。
前田 庸「会社法入門(第2版)」有斐閣、1991年、126頁。514頁。
菅原、前掲書、295頁。
- 注(5) 松本、上掲論文、1032頁以下。
　　シュマーレンバッハ著 「会社金融論」同文館、昭和7年、258~278頁。
　　鍋島 達訳
- 注(6) 矢沢、前掲論文、388~389頁。
　　松本烝治「株式の消却」法学新報13巻1号、78~79頁。
- 注(7) リング (Ring) およびジモン (Simon) の見解については、岡野、前掲論文を参照されたい。
- 注(8) 矢沢、前掲論文、366頁を参照されたい。
- 注(9) 矢沢、前掲論文、389~390頁を参照されたい。
　　竹田、前掲論文、76~77頁を参照されたい。
- 注(10) 松本、「株式の消却と資本との関係に就て」1036頁を参照されたい。
　　中村 忠「自己株式取引の会計」企業会計、46巻6号、50頁を参照されたい。
- 注(11) 矢沢、前掲論文、366頁を参照されたい。
- 注(12) 拙稿、「利益の資本組入れについての一考察—いわゆる株式配当についての検討を中心として—」産業経理、53巻4号、60~69頁。